

契 約 書 (案)

広島県公立大学法人を甲とし、を乙として、甲と乙は、次のとおり
物品の売買契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、次の表に定めるとおり、物品を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品名	超純水製造装置 Milli-Q IQ7005 システム社)		
2 規格	ZIQ7005T0C ZIQ1SN0EP ZMQSFTSA1 ZIQEP0D00 ZFC0NN2SQ ZMQSFTSA1 MPGP002AI TANKA050 TANKA050 ZRJKSTDK1 ZD10GAB07	本体 Milli-Q IQ7005 Milli-Q IQ7005 スターターキット プロテオームタイプ ハンズフリー採水用フットペダル E-POD リモートディスペンサー 精製ユニット用 2m接続ケーブル ハンズフリー採水用フットペダル (オプション追加) 最終フィルターMillipak 50L タンク本体 タンク上部キット K1 リークレス架台 (幅 480×奥 750×高 1006mm) 圧力安定弁 搬入設置動作確認技術作業費含む (メルク株式会社社製)	数量: 1×2台 数量: 1×2式 数量: 2×2式 数量: 1×2式 数量: 1×2式 数量: 1×2式 数量: 2×2式 数量: 1×2式 数量: 1×2式 数量: 1×2式 数量: 1×2式
3 数量	1 式		
4 金額	金 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)		
5 納入期限	令和6年8月30日		
6 納入場所	広島県公立大学法人県立広島大学庄原キャンパス		

(契約保証金)

第2条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納品, 検査等)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に届け出るとともに、甲の指定する場所において、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があった日から 10 日以内に検査を行うものとする。この場合において、納入物品が検査に合格しないときは、乙はその負担で現品を取り替え、又は甲の指示に従うものとする。

(天災などによる履行不能)

第4条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

第5条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額を履行遅滞による損害賠償金として甲に支払うものとする。

(契約の履行)

第6条 乙が行う契約の履行は、第3条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第8条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(催告解除)

第9条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払、を請求することができる。

(無催告解除)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第9条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第9条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(代金の支払)

第14条 甲は、乙が契約の履行を完了した後に提出する適法な請求書を受理した日から30日以内

に代金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の代金につき年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 広島市南区宇品東一丁目 1 番 7 1 号
広島県公立大学法人
理事長 鈴木 典比古

乙